

診 断 書 (成年後見用)

1 氏名	男・女
生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 (歳)
住所	
2 医学的診断 診断名	
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往歴・合併症など)	
3 判断能力についての意見 (下記のいずれかにチェックし, (意見)欄に記載する。) 自己の財産を管理・処分することができない。 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)	
意見の根拠 (説明・検査所見)	
① 意識・疎通性 意思の疎通ができない状態が継続している (「眼を開け」「手を握れ」などの簡単な命令には応ずることもあるが, それ以上の意思の疎通が不可能である場合も含む。)	
② 記憶力 自己の年齢 (回答できない 回答できる)	
③ 見当識 日時 (回答できない 回答できる) 場所 (回答できない 回答できる)	
④ 計算力 計算は全くできない。	
⑤ 理解・判断力 理解は不能である。	
⑥ 知能検査, 心理学的検査 HDS - R 点 その他の検査 ()	
備考 (本人以外の情報提供者など)	

以上のとおり診断します。
病院又は診療所の名称・所在地
担当診療科名
担当医師名

平成 年 月 日

印

主治医の方へ

1 新診断書について

後見開始もしくは保佐開始の申立てにあたっては、ご本人の診断書の提出が必要です。この度、千葉家庭裁判所では、精神状態の項目を列記した新しい診断書、及び新診断書の付票を作成しましたので、ご活用ください。

2 鑑定書について

精神鑑定については、「成年後見制度における鑑定書式《要点式》」をご活用ください。裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)の「裁判手続の案内・家事事件について」の「第9その他」の「2」欄に掲載されています。